

人身安全対策指導官運用要領の制定について(例規通達)

(平成26年3月4日)

(栃生企第3号ほか)

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案への対処を適切に推進するため、警察本部の関係所属と連携の上、総括的な立場から警察署への指導・助言等を行うことを任務とする「人身安全対策指導官」を設置することとし、別添のとおり「人身安全対策指導官運用要領」を制定し、平成26年3月14日から運用することとしたので、効果的な運用を徹底されたい。

別添

人身安全対策指導官運用要領

1 人身安全対策指導官の配置

- (1) 生活安全部生活安全企画課に、人身安全対策指導官(以下「指導官」という。)を置く。
- (2) 指導官は、警視の階級にある警察官をもって充てる。

2 職務内容

- (1) 恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案(以下「人身安全関連事案」という。)の対処に関すること。
- (2) その他特命事項に関すること。

3 運用要領

- (1) 指導官は、報告を受けた人身安全関連事案について、当該事案の危険性及び切迫性を見極め、執るべき措置を検討すること。
- (2) 指導官は、警察署における人身安全関連事案の処理方針及び処理体制を十分吟味し、必要な事項について当該警察署に対し指導・助言を行うとともに、担当職員を派遣する等必要な調整・支援を行うこと。
- (3) 指導官は、人身安全関連事案への対処に当たっては、警察本部の関係所属と

緊密に連携すること。

- (4) 生活安全部総括参事官及び刑事部総括参事官は、指導官の効果的な運用に努めること。